

坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂出市人権尊重のまちづくり条例（平成25年坂出市条例第19号）の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざすため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者または性自認が戸籍上の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないことおよび相手方以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者が民法第734条から第736条までの規定により、婚姻することができない続柄でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の立会いのもとパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣

誓をしようとする者の一方または双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し等（宣誓日以前3か月以内のもの。）
- (2) 本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内のもの。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（本人確認）

第5条 パートナーシップを宣誓しようとする者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出するときに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和感等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第4条の宣誓を行うときに提示しなければならない。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）およびパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない者が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写

しを交付し，第4条第2号に定める書類の提出後に証明書および証明カードを交付するものとする。

2 前条の規定より通称名を使用したときは，当該通称名および戸籍に記載されている氏名を証明書および証明カードに記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書および証明カードを紛失し，毀損し，もしくは汚損し，または改姓し，もしくは改名したときは，パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により市長に対し申請をすることができる。

2 第5条の規定は，前項の場合について準用する。

3 市長は，第1項の規定により再交付の申請があった場合は，証明書および証明カードを再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第9条 証明書および証明カードの交付を受けた者は，次の各号のいずれかに該当するときは，パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第5号。以下「返還届」という。)に交付を受けた証明書および証明カードを添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方または双方が市外に転出したとき。(やむを得ない事情で一時的に転出する場合を除く。)

(4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条第2項の規定により交付を受けた証明書および証明カードの返還を求められたとき。

(パートナーシップの宣誓の取消し)

第10条 市長は，宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書および証明カードの交付を受けたことまたは交付を受けた証明書および証明カードを不正に利用したことが判明したときは，当該パートナーシップの宣誓の証明を取り消すものとする。

2 市長は，前項の規定によりパートナーシップの宣誓の証明を取り消した場合は，第7条の規定により交付した証明書および証明カードの返還を求めるものとする。

(周知啓発)

第11条 市長は，パートナーシップ，多様な性自認と性的指向等について，

市民，事業者および教育機関に対し，周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，令和4年6月1日から施行する。

(表面)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

パートナーシップ宣誓書

坂出市長 殿

私たちは、坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 4 条の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

【宣誓者】

フリガナ
氏 名

フリガナ
通称名

生年月日

年 月 日生

年 月 日生

住 所

【代筆者】

氏 名

住 所

(裏面)

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ宣誓証明書および証明カードを返還いたします。

要 綱	確認事項 (該当するものに☑を付してください。)	
第2条	お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、継続的に共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティであること。	<input type="checkbox"/>
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
	次のいずれかに該当すること。	
	①双方が坂出市に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	②一方が坂出市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に坂出市内へ転入を予定している。 氏名： 転入予定日： 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	③双方が3か月以内に坂出市内へ転入を予定している。 氏名： 転入予定日： 年 月 日 氏名： 転入予定日： 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	双方に配偶者がいないことおよび宣誓をしようとする者以外とパートナーシップの関係(他自治体のパートナーシップ制度を含む。)にないこと。	<input type="checkbox"/>
	宣誓をしようとする者が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は除く。	<input type="checkbox"/>

【その他の確認】(内容をご理解いただけたら☑を付してください。)

- 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供させていただきますので、ご了承願います。
- 証明書等を返還した場合、行政以外のサービスを利用されていたかたは、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。
- 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

市記入欄(本人確認書類)

氏名：	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()
氏名：	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他()

(表面)

様式第2号(第7条関係)

第 号



パートナーシップ宣誓証明書

宣誓日

年 月 日

年 月 日生

年 月 日生

上記両名が、坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

年 月 日

坂出市長 印

(裏面)

様式第2号(第7条関係)

～この証明書の提示を受けられたかたへ～

坂出市では、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざしています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。

証明書の提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

注意事項

- 1 この証明書は、坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 一方が死亡したとき。
 - (4) 一方または双方が本市外へ転出したとき。

通称名を使用した宣誓について


以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。


通称名		
戸籍上の氏名		

特記事項(再交付した場合の年月日等を記載する。)

様式第3号（第7条関係）

（表面）

 パートナーシップ宣誓証明カード	
坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。	
宣誓日	年 月 日 第 号
宣誓者	

年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	坂出市長 

（裏面）

<p>坂出市は、だれもが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会をめざしています。</p> <p>この証明カードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。</p> <p>カードの提示を受けたかたは、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）</p> <p>_____</p> <p>-----</p> <p>特記事項</p>

備考 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

坂出市長 殿

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

（代筆者）住 所 _____

氏 名 _____

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書等の再交付を申請します。

宣誓者		
氏 名 (通称名)		
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
宣 誓 日	年 月 日	
再交付を 求める書類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書 <input type="checkbox"/> 証明カード	
再交付の 理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 改姓・改名（変更前の名前 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

備考

- 1 申請は、宣誓者本人に限るものとし、申請者が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 毀損・汚損・改姓・改名した場合は、パートナーシップ宣誓証明書および証明カードを返還すること。
- 3 改姓・改名の場合は、変更後の氏名を確認できる書類を提出すること。

市記入欄（本人確認書類）

個人番号カード・運転免許証・旅券・その他（ ）

坂出市長 殿

（届出者）

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

（代筆者）

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書等を返還します。

宣誓者		
氏 名 (通称名)		
生年月日	年 月 日生	年 月 日生
宣 誓 日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 坂出市からの転出 <input type="checkbox"/> その他 ()	

備考

- 届出は、宣誓者本人に限るものとし、申請者が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- いずれか一方のみの届出の場合は、相手に返還届を提出した旨を自ら通知すること。
- パートナーシップ宣誓証明書および証明カードを返還すること。

市記入欄（本人確認書類）

氏名	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
氏名	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()